

# 元気とやま県民協働事業補助金交付要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、富山県補助金等交付規則（昭和37年富山県規則第10号）第21条の規定に基づき、元気とやま県民協働事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (補助金の交付)

第2条 知事は、次条に掲げる取組みによりとやまの未来を創出する事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

## (補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業は、県内のボランティア団体等が他の団体、自治振興会、企業等と協働し、新たな発想で地域活性化を図る事業のうち、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 元気とやま創造計画に位置づけられている政策に関連するもの。
- (2) 広域的な事業効果が見込まれるもの。
- (3) 今後の活動の広がりや継続性が認められるもの。

2 補助対象事業は、次に掲げる区分とする

- (1) テーマ設定型事業 県の設定したテーマに基づき提案・実施する事業
- (2) 自由提案型事業 団体が自由に企画・実施する事業

3 事業の実施に当たり、「元気とやま県民協働事業」の名称（冠）を付けることとする。

## (補助対象団体)

第4条 補助金の交付対象となる団体等は次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 営利を目的としない団体であること。
- (2) 富山県内に活動拠点をもち、県内で活動する団体であること。
- (3) 政治活動又は宗教活動を行うことを主たる目的としない団体であること。
- (4) 5名以上の構成員で組織されていること（補助率、補助額及び対象経費等）

## (補助率、補助額及び対象経費等)

第5条 補助金の補助率、補助額及び対象経費は、次表のとおりとする。なお、補助対象経費が10万円未満の場合は、補助金の交付の対象としないものとする。

申請団体	補助率	補助額	対象経費
NPO法人、ボランティア団体、市民活動団体	3分の2	300千円以内	賃金、謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、保険料、使用料及び賃借料、その他知事が必要と認めた経費（ただし、団体等の運営に関する経費等、補助することが適当でないと認める経費は除外する。）
上記以外の非営利団体	2分の1	知事が特に認める場合は500千円以内	

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付の申請は、補助金交付申請書(様式第1号)により、知事が定める期間内に行わなければならない。

2 前項の申請書には、知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

(検討会の設置)

第7条 前条の申請書の内容を協議するため、協働事業補助金検討会(以下「検討会」という。)を置くものとする。

(補助金の交付決定)

第8条 知事は、検討会の協議結果を尊重して、補助金の交付決定を行うものとする。

(補助金の交付条件)

第9条 補助金の交付には、次のとおり条件を付する。

- (1) 補助対象事業の内容又は補助対象事業に要する経費の配分を変更する場合には、補助金変更交付申請書(様式第2号)により、知事の承認を受ける。ただし、申請時の補助対象経費全体の20パーセント未満の変更については、この限りでない。
- (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受ける。
- (3) 補助対象事業の経理については、その内容を証する関係書類を整備し、補助事業完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存する。

(補助金の支払)

第10条 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認める場合は、補助金の概算払をすることができるものとする。

2 補助対象事業を行う者(以下「補助事業者」という。)は、概算払を受けようとするときは、補助金請求書(様式第3号)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助対象事業完了後14日以内又は3月末日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第4号)に、知事が必要と認める書類を添えて提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 知事は、実績報告書の提出を受けたときは、提出書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(交付決定の取消)

第13条 知事は、補助事業者が補助金を他の用途へ使用する等、その補助対象事業に関して補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

(補助金の返還)

第14条 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助対象事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

(補則)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 3 月 25 日から施行し、平成 28 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行し、平成 29 年度分の補助金から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 30 年 3 月 26 日から施行し、平成 30 年度分の補助金から適用する。

(NPO と企業との協働推進事業補助金交付要綱の廃止)

2 NPO と企業との協働推進事業補助金交付要綱は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の際、現に交付決定を受けている NPO と企業との協働推進事業補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 31 年 3 月 27 日から施行し、平成 31 年度分の補助金から適応する。